

令和3年2月9日  
環境生活部ダイバーシティ社会推進課

## 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（案） について

県では、誰もが参画・活躍できる社会の実現をめざし、多様な性的指向・性自認について、県民の皆さんの理解を広げ、当事者や周りの方々が安心して暮らせるよう、啓発や相談対応の充実などとともに、年度内の条例制定に向け取り組んでいます。

### (1) 条例案の概要（構成及び特徴）について

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（案）の概要															
前文	性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記														
目的	条例は、性的指向及び性自認の多様性（性の多様性）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的														
定義	性的指向・・・自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 性自認・・・自己の性別についての認識														
基本理念	<p>&lt;施策のあり方&gt; 性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 人権尊重 社会参画の保障と個性・能力発揮 多様な生き方の選択</p> <p>&lt;社会の共通認識として明示&gt; 性の多様性を認め合う 性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない 表明は本人の自由 カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない 情報共有は同意が必要 本人の意に反して暴露（アウトティング）してはいけない</p>														
責務・役割	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町</td> <td rowspan="4">           県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）            市町施策における必要な措置（努力義務）            教育活動での必要な措置（努力義務）            県民等は理解を深める（努力義務）            職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">教育に携わる者</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務） 市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務） 県民等は理解を深める（努力義務） 職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）	教育に携わる者		県民	事業者							
県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務） 市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務） 県民等は理解を深める（努力義務） 職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）													
教育に携わる者															
県民	事業者														
基本的施策	<table border="1"> <tr> <td>基本計画</td> <td>三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告</td> </tr> <tr> <td>広報・啓発</td> <td>県民への広報・啓発活動</td> </tr> <tr> <td>研修等の実施</td> <td>県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）</td> </tr> <tr> <td>教育の推進</td> <td>学校教育 社会教育</td> </tr> <tr> <td>相談への対応等</td> <td>           県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積            相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供            各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）         </td> </tr> <tr> <td>社会生活・社会参加における対応</td> <td>           安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務）            安心して働くことができる環境づくり（県努力義務）            安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）         </td> </tr> <tr> <td>顕彰</td> <td>優良団体の顕彰</td> </tr> </table>	基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告	広報・啓発	県民への広報・啓発活動	研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）	教育の推進	学校教育 社会教育	相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）	社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）	顕彰	優良団体の顕彰
基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告														
広報・啓発	県民への広報・啓発活動														
研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）														
教育の推進	学校教育 社会教育														
相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）														
社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）														
顕彰	優良団体の顕彰														
附則	社会情勢の変化等による見直し														

条例の特徴は、以下のとおりです。

#### ダイバーシティ社会をめざす県として取り組むこと

(前文・第1条目的)

県では、平成29年12月に全国に先駆けダイバーシティみえ推進方針を策定し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざしています。

条例前文においては、県民一人ひとりには尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである中で、誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことを願いとして掲げました。

こうした中、性的指向及び性自認についての社会の理解が広がり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう取り組んでいく旨、条例前文とともに、第1条目的に記載しています。

#### 社会の共通理解を広げ、社会全体で取り組むこと

(第3条・第4条基本理念 第5条～第9条責務・役割)

不当な差別的な取扱いだけでなく、カミングアウトの強制や本人の意に反して暴露(アウトティング)することは、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないものであり、「そのようなりスクがあり、してはいけない」ことであるということが、社会の共通認識となるよう条例の基本理念において、訓示的に明示します。

これまでの条例検討会議の中で、「罰則を設けるなど、制裁を課して、遵守させていくようなこと(段階)ではない。支援や誘導的にしていくこと」「『禁止』(という言葉)はいかがか」「『してはいけない』ということが共通認識になるよう明示していくことは必要」といったご意見をいただきました。

こうした議論等を踏まえ、訓示的な規範として、基本理念に位置付けました。

また、県の責務だけでなく、市町、教育に携わる者、県民、事業者の役割を定め、さまざまな主体が性の多様性に関して理解を深め、社会の共通理解を広げ、地域社会全体で取り組むこととしています。

## 総合的な環境づくりに努めること

(第15条 社会生活及び社会参加における対応)

性のあり方にかかわらず、人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができるよう、第15条(社会生活及び社会参加の対応)として、性の多様性に関する総合的な環境づくりの条文を設けます。

県として、啓発、教育、相談にとどまらず、長期的な目線で、合理的な配慮の下に、安心して学び、働き、暮らすことができる環境づくりに努めます。

ア 安心して学び、育つことができる環境づくり

(想定例) 教員等間の連携、制度・慣習の見直しなど

イ 安心して働くことができる環境づくり

(想定例) 公正採用への啓発、職場環境の向上に向けた取組促進など

ウ 地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくり

(想定例) パートナーシップ制度、地域での共通理解が広がる取組など

## (2) 今後のスケジュール

令和3年 2月 条例案 議案提出

3月 環境生活農林水産常任委員会(議案の審議)

条例公布

4月 条例施行